

重要文化財  
旧笹川家住宅保存活用計画

平成 29 年 3 月

新潟市教育委員会



## 序

旧笹川家住宅は、信濃川の分流である中ノ口川左岸の微高地に建つ江戸時代の日本でも有数の規模を持つ庄屋住宅です。

笹川家は、戦国時代末期、甲斐武田家の滅亡後、当主笹川治右衛門源義勝が当地に移住したと伝わっています。昭和 45（1970）年にこの地を離れるまで、14代 300 年以上にわたって続き、江戸時代には 3 代目の彦左衛門が初代大庄屋に任ぜられて以来、味方組 8 か村（味方、白根、板井、木場、黒鳥、北場、亀貝、小新）を束ねる大庄屋を代々つとめ、年貢のとりまとめ、村上藩から与えられた警察・裁判権を行使していました。一方で、河川改修や用排水路の開削にも尽くし、水害の多かったこの地域で、新田開発に貢献しました。

表門を入れてすぐに広がる前庭の眺望、太い柱や大きな建具を使った表座敷、居室部にみられる土庇や障子欄間、裏門から建ち並ぶ土蔵群は、雄大さと雪国らしさを兼ね備えております。

現存する表門は、邸内で最も古い建造物で、寛政 11（1799）年の墨書があります。表座敷や居室部は文政 4（1821）年から文政 9（1826）年にかけて再建されました。

昭和 24（1949）年に表門、表座敷、居室部ほか重要美術品に認定され、昭和 29（1954）年には改めて重要文化財に指定されました。昭和 53（1978）年に追加指定があり、現在 11 棟の建物と宅地、附として棟札も指定されております。

このたび、本市では、この貴重な文化財を適切に保存・管理し、整備・活用するため、本計画を策定しました。今後は、この計画に基づき旧笹川家住宅を歴史、文化に根ざした地域づくりを進めるうえで有効に活用し、その価値や魅力を発信するとともに、適切に後世に引き継いでいきたいと考えております。

最後に、本計画策定にあたりご助言、ご指導を賜りました関係者並びに関係機関の皆様に対して心より感謝申し上げます。

平成 29 年 3 月

新潟市教育長 前田 秀子



## 目 次

### 第1章 計画の概要

第1節 計画の作成	1-1
1 計画策定年月日	1-1
2 計画作成者	1-1
3 計画期間	1-1
4 計画策定の体制	1-1
第2節 文化財の名称等	1-3
1 重要文化財の名称	1-3
2 建造物の構造及び形式	1-4
3 所有者等の氏名及び住所	1-4
第3節 文化財の概要	1-5
1 文化財の構成	1-5
2 文化財の概要	1-6
3 文化財の価値	1-9
第4節 文化財保護の経緯	1-11
1 重要文化財指定に至る経緯	1-11
2 保存事業履歴	1-11
3 活用履歴	1-27
第5節 保護の現状と課題	1-30
1 保存の現状と課題	1-30
2 活用の現状と課題	1-31
第6節 上位関連計画における計画地の位置付け	1-32
1 上位関連計画における関連施策	1-32
2 上位関連計画における旧笹川家住宅の位置付け・役割	1-34
第7節 地域の歴史的変遷における計画地の位置付け	1-35
1 地域の歴史と旧笹川家住宅及び笹川家	1-35
2 村上藩の大庄屋としての笹川家	1-37
3 中ノ口川の舟運と旧笹川家住宅	1-43
4 曾我・平澤記念館の概要	1-47
第8節 文化財の保存活用における計画地のとらえ方	1-50
1 旧笹川家住宅の役割と特徴	1-50
2 旧笹川家住宅のとらえ方	1-52
第9節 計画の概要	1-53
1 計画区域	1-53
2 計画の目的	1-53
3 基本方針	1-53
4 計画の概要	1-54

## 第2章 保存管理計画

第1節 保存管理の現状 .....	2-1
1 保存状況 .....	2-1
第2節 保護の方針 .....	2-24
1 部分・部位の設定と保護の方針の基本的考え方 .....	2-24
2 部分・部位の設定の考え方 .....	2-27
3 部分・部位の設定 .....	2-29
第3節 管理計画 .....	2-238
1 管理体制 .....	2-238
2 管理方法 .....	2-239
3 建造物の維持管理 .....	2-240
第4節 修理計画 .....	2-242

## 第3章 環境保全計画

第1節 環境保全の現状と課題 .....	3-1
1 歴史的変遷 .....	3-1
2 現状 .....	3-7
3 課題 .....	3-22
第2節 環境保全の基本方針 .....	3-33
1 環境保全の基本方針 .....	3-33
第3節 区域の区分と保全方針 .....	3-34
1 区域の区分 .....	3-34
2 区域の保全方針 .....	3-36
第4節 庭園等構成要素の区分と保護の方針 .....	3-37
1 庭園等構成要素の区分 .....	3-37
2 庭園等構成要素保護の方針 .....	3-39
第5節 防災上の課題と対策 .....	3-40
1 防災上の課題 .....	3-40
2 防災上の課題の改善措置 .....	3-43
3 環境保全施設整備計画 .....	3-44
4 周辺樹木の管理 .....	3-45

## 第4章 防災計画

第1節 防災・防犯対策 .....	4-1
1 火災時の安全性に係る課題 .....	4-1
2 防火管理計画 .....	4-2
3 防犯計画 .....	4-3
4 防災設備計画 .....	4-4
第2節 耐震対策 .....	4-6
1 耐震診断 .....	4-6
2 地震時の対処方針 .....	4-6
第3節 耐風対策 .....	4-7
1 被害の想定 .....	4-7
2 今後の対処方針 .....	4-7
第4節 その他の災害対策 .....	4-7
1 被害の想定 .....	4-7
2 今後の対処方針 .....	4-7
第5節 防犯・防災設備整備計画 .....	4-8

## 第5章 活用計画

第1節 公開活用の基本方針 .....	5-1
1 公開活用の基本方針 .....	5-1
第2節 公開計画 .....	5-1
1 公開の現状 .....	5-1
2 建造物の公開 .....	5-1
3 庭園等の公開 .....	5-2
4 関連資料等の公開 .....	5-2
第3節 活用基本計画 .....	5-4
1 計画条件の整理 .....	5-4
2 建築計画 .....	5-16
3 庭園及び周辺整備計画 .....	5-22
4 管理・運営計画 .....	5-27
第4節 実施に向けての課題 .....	5-33
1 建築、庭園、外構等の課題 .....	5-33
2 管理・運営に関する課題 .....	5-33

## 第6章 保護に係る諸手続

第1節 保護に係る諸手続	6-1
第2節 現状を変更しようとする場合の手続	6-1
1 予め文化庁長官の許可を要する行為	6-1
2 新潟市教育委員会が許可する行為	6-2
3 許可を要しない行為	6-2
第3節 保存に影響を及ぼす行為に係る手続	6-3
1 予め文化庁長官の許可を要する行為	6-3
2 新潟市教育委員会が許可する行為	6-3
3 許可を要しない行為	6-4
第4節 その他の手続	6-5
1 修理の届出等	6-5
2 滅失、き損等の届出等	6-5
3 防災設備の機能低下または機能不能に関する届出等	6-5
4 保存活用計画の提出	6-5
5 保存活用計画の改定	6-5